

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

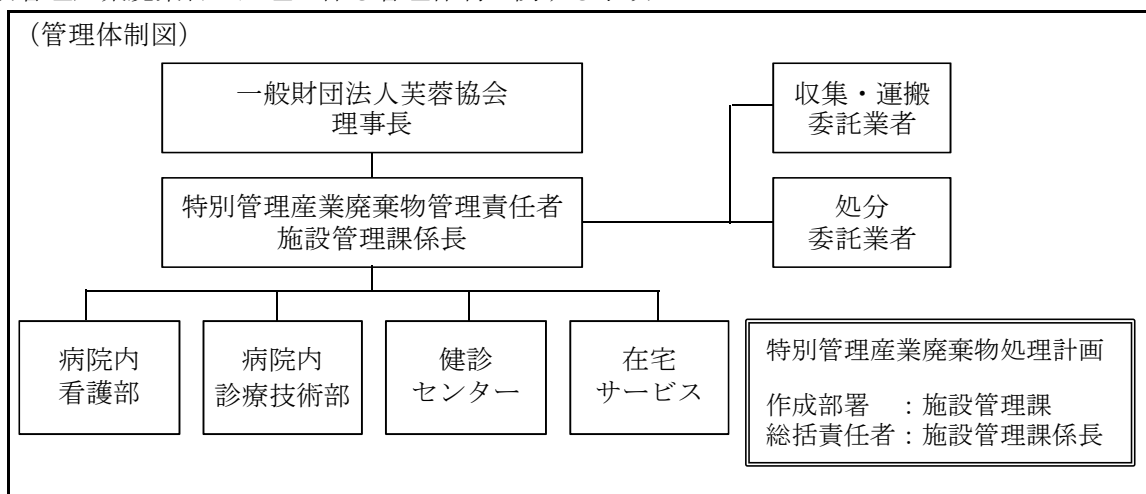
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6月 30日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者	
住 所 沼津市本字下一丁田898-1	
氏 名 一般財団法人 芙蓉協会	
理事長 青木 善治	
電話番号 055-952-1000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一般財団法人 芙蓉協会 聖隷沼津病院
事業場の所在地	沼津市本字松下七反田902-6
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業(一般病院)
② 事業の規模	許可病床 246床
③ 従業員数	492人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内各部署にて特別管理産業廃棄物が発生 → 廃棄物を分別し所定の各専用容器に入れて排出 → 病院A棟地下駐車場ドライエリアまたはB棟西側ピロティの専用集積庫にて保管 → 収集運搬業者にて収集し処分場へ運搬 → 処分場にて焼却処理 → 処理後のスラッグ、焼却灰は最終処分場へ運搬する → 最終処分場にて埋め立て処理等とする。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	84.427 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 感染性廃棄物と非感染性廃棄物との分別の徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	82 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 感染性廃棄物に非感染性廃棄物が混入しない様、再度分別の徹底を行い排出量の削減に努める		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 鋭利な感染性廃棄物とそれ以外の感染性廃棄物とで廃棄容器を分け分別を行っている。 ・ 新入職員に対し、研修会開催による啓蒙活動を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物に非感染性廃棄物が混入しない様、努める ・ 勉強会開催等による啓蒙活動の実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 3 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	(これまでに実施した取組)			
	—			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
—				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 3 年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	(これまでに実施した取組)			
—				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	t	t
(今後実施する予定の取組)				
—				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	84.427 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・処理内容を確認し、収集・運搬業者、処理業者と適切な委託契約を締結する。 ・委託先の定期的な現地確認をする。 ・電子 manifests の管理を徹底し、適正処理を確認する。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	82 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の処理方法、業者等の内容を確認し、より安全確実な処理ができるよう検討する。また、定期的な現地確認を行い適正な処理を行っているか確認を行う。 ・新たに契約を締結する時は、優良認定処理業者を優先的に選定し、収集・運搬業者、処分業者と適切な委託契約を締結する。 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	84.427	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して電子マニフェストによる管理に努める。 		
※事務処理欄			